名取市自動体外式除細動器(AED)貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、救命体制の整備を図ることを目的に、名取市消防本部で管理している自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を、各種イベント等の主催者に貸出すことについて、必要な手続きを定めるものとする。

(貸出対象)

- 第2条 AEDの貸出可能なイベントの範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 名取市民を主な対象とする各種イベントのうち、第3条の要件を満たすもの。
 - (2)その他消防長が特に必要であると認めたイベント等。

(貸出条件)

- 第3条 AEDの貸出条件は、次のとおりとする。
 - (1) A E Dの使用に必要な講習を受講済の者、もしくは医療従事者がイベント会場にいること。
 - (2)イベントへの参加者が、概ね10人以上であること。

(申請手続)

第4条 AEDの貸出を受けようとする者は、原則として貸出を受けようとする日の1ヶ月前から2週間前の日までに、「自動体外式除細動器(AED)貸出申請書」(別記第1号様式)に、AEDに係る講習の修了証等(写し)を添付して、消防長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

- 第5条 消防長は、前条の申請があったときは貸出の可否を審査し、貸出を決定したときは「自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書」(別記第2号様式)により、貸出をしないことに決定したときは「自動体外式除細動器(AED)貸出不承認通知書」(別記第3号様式)により、当該申請者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により貸出の決定通知を受けた者は、決定通知書に記載されている留意事項を遵 守するとともに、消防署においてAEDの引渡しを受けるものとする。

(維持管理·返却)

- 第6条 AEDの貸出を受けた者は、これを常に良好な状態で管理しなければならない。
- 2 貸出を受けた者は、AEDを処分したり、目的以外に使用してはならない。
- 3 貸出を受けた者は、AEDを転貸または譲渡してはならない。
- 4 貸出を受けた者は、返却期日までにAEDを消防署に返却しなければならない。

(経費)

第7条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する経費は、貸出を受けた者の負担とする。

(損害賠償)

第8条 AEDの貸出を受けた者は、当該AEDをその責に帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、消防長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(返還)

- 第9条 消防長は、次の各号に該当すると認めるときは、AEDを返還させることができるものとする。
- (1)貸出を受けた者が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2)貸出を受けた者が、本要領に違反したとき。
- (3)その他、消防長が特に必要と認めたとき。

(実績報告)

第10条 貸出を受けた申請者は、AEDを返却する際に、AEDを使用した場合は、「自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書」(第4号様式)を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。